

第8回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成17年11月7日（月）午後2時～午後4時10分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞大阪本社社会部次長）

ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）

土屋美明（社団法人共同通信社論説副委員長兼編集委員）

中川英彦（京都大学法学部教授）

議長 宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所所長、川村学園女子大学教授）

長谷川真理子（早稲田大学政治経済学部教授・理学博士）

吉永みち子（ノンフィクション・ライター）

（日弁連）

会長 梶谷 剛

副会長 高木佳子 星 徳行

事務総長 山岸憲司

事務次長 田中晴雄 山本眞弓

広報室室長 生田康介

（説明者）

裁判員制度実施本部 事務局長 小野正典

刑事拘禁制度改革実現本部 事務局長 小池振一郎

以上 敬称略

議 事 内 容

1. 開会の挨拶

（宮本議長）

では、第8回の日本弁護士連合会市民会議を始めさせていただきます。本当にお忙しい委員の方々ばかりなのに、きょうはご出席いただいてどうもありがとうございます。ただ、片山委員、清原委員、高木委員、毛利委員の4名の方が残念ながら欠席でございます。梶谷日弁連会長も所用のため、後ほどご出席される予定です。

まず最初に、高木佳子日弁連副会長からご挨拶をいただきます。

2．高木佳子日弁連副会長挨拶

(高木副会長)

はじめまして、ご紹介をいただきました副会長の高木佳子でございます。初めてお目にかかせていただきます。女性の副会長としてはただ1人の副会長でございます。広報、ADR（裁判外紛争処理制度）、弁護士業務関係、サービサー（債権回収会社）制度、そして国際関係などを担当しております。

本日は、先ほどご案内申し上げましたとおり、会長が所用で後ほどの出席になりますので、そしてまた担当の柳瀬副会長も同じ所用で出席できませんので、代わりまして私のほうからご挨拶をさせていただきます。

市民会議の先生方には本当にお忙しいところをご出席いただきましてどうもありがとうございます。そしてまた、いつも日弁連の会務活動に関してご理解・ご協力をいただきまして、大変感謝申し上げます。前回の市民会議以降の当連合会の状況について、簡単にお話をさせていただきます。梶谷執行部は、今年は司法改革実行元年ということで、昨年成立しました司法改革関連法案について、着実に実行すべく努力をしているところでございますが、中でも主要な問題として、日本司法支援センターと裁判員制度の問題がございます。いずれも最近新聞でたくさん取り上げられるようになりましたので、多分皆さんもよくご存じのところだと思います。まず司法支援センター関係につきましては、理事長になるべき者として、9月の初めに金平輝子さんが指名されました。そこで、法律で予定されている役職員の中に常勤の理事というのがあるわけですが、そこに2名の弁護士を日弁連から金平さんのほうに推薦させていただきました。もう1つは、法律上の機関としてはございませんけれども、本部事務局長として、やはり日弁連から弁護士を推薦させていただいております。ほかに来年度の予算として概算要求が公表されまして、そんなところから職員の希望であるとか、地方事務所の事務所をどこにどうやって確保するのかということが徐々に準備にかかれるような状況になってきております。また金平理事長予定者におかれましても、極めて精力的に全国を回っておられまして、弁護士会の中に設置されております準備会の組織などにおいても積極的に出向かれて、関係者とお話をされて、来年の4月1日に着実なスタートが切れるような努力をなさっておられますし、日弁連もそれにも協力申し上げているといったところでございます。

心配されましたスタッフ弁護士のほうですけれども、やや出遅れた感は否めないのですが、来年度のスタート時には何とか準備できる、きちんとした船出ができる程度には回復してきたかなというところでございます。

もう1つの裁判員制度については、きょう議題になっておりますところでお話をさせていただきます。司法支援センターと裁判員制度以外にもたくさん問題を抱えておりまして、先日通常国会で廃案になり、特別国会では継続審議になっております共謀罪に関する法律の問題、それから少年法改正問題、教育基本法問題、そしてゲートキーパーの問題を抱えております。そのほか

に憲法改正に関する国民投票法案を含む憲法改正全体の問題などなどございまして、自民党が大勝しましたおかげで、今後どういうふうに進んでいくのか、ややちょっと心配なところもあるわけで、そのあたりをしっかり把握して誤らない方向に進めたいというふうに思っておりますので、先生方のご協力をお願いしたいと思います。

本日は議題が3つあげてございますけれども、時間の許す限り有意義なご議論がなされることを期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(宮本議長)

ありがとうございました。

3. 議事

(1) 議事録署名人の決定

(宮本議長)

では、議事に入ります。本日の議事録署名人は、順番から、中川委員と長谷川委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(了承)

(宮本議長)

では、よろしくお願いいたします。

(2) 議題1 依頼者からの苦情処理システムについての要望書(案)について

(宮本議長)

本日の議題ですが、井手副議長と事務局とであらかじめ相談いたしまして、議題1、議題2、議題3まで載せてあります。第1は、前回から議論しています「依頼人からの苦情処理システムについての要望書(案)」ですが、これを大体最終的に皆さんにお送りしたその案で出したいと思っておりますが、ご意見を皆さんにもう一度お聞きします。それから第2として、今副会長がおっしゃった裁判員制度、第3として来年の通常国会で立法化が予定されている未決拘禁制度改革について、皆さんで議論したいと思っております。それではこの3つでの議題で進めさせていただきます。

まず最初に、前回からの提案でありました要望書について、皆様のご意見をもう一度お聞きしますが、いかがでしょうか。そんなに前回からの案から変わっていませんが、てにをは等々を直していただきまして、最終的に皆さんのご了解を得られれば、これを日弁連に提出したいと思っております。最後の「3」の部分が少し皆さんのご意見を反映した形になっておりますが、ここはいかがでしょうか。ちょっと問題になって、修正変更いたしました。問題は、この「標準的な価格表示の見本を、第三者機関に依頼して作成してもらう」というところが何か限定的になって、ちょっと難問かなと。もう少し軽い形で、「例えば」というふうに入れるほうがいいという意見もありませんが、このままでよろしゅうございますか。どうぞ、中川委員。

(中川委員)

これね、この前議論ありましたが、趣旨はね、こういうふうに書いてありますように、依頼をする人、依頼をしたいと思っている人が弁護士事務所に行く前に大体の費用の予測ができるような仕組みを考えていただきたいということなんですよね。今現在、事務所ではそれぞれの報酬規程を備えておられます。行けばわかるんですね。行けばわかるんですけども、行ってしまうと、なかなかもうほかのところへ行って比べるということは難しいですよ。だから、要するに行く前に何かそういう費用の予測ができるものというのが趣旨なんです。それはだからそういう仕組みと申しますか、何か方法があるのであれば、別に第三者機関でなくても、それは構わないわけなんですけど、日弁連自身がおやりになることは、独禁法との関係で難しいということになりますと、それ以外のだれかがやっぱりしなければ仕方がないですね。第三者機関という、何かいかにも堅苦しいですけども、そこのところが私もちょっと具体的にどういう形かというのはわからないけれども、第三者機関と特定する必要はないような気がしますね。

(宮本議長)

ただ、やっぱり個人ではこれはできないから、やはり機関。堅い言葉なんですけれども。

(井手副議長)

そういたしますと、今中川委員がおっしゃった趣旨を、まずこの前に持ってきて、例えば依頼者が弁護士事務所へ行く前に費用をある程度予測できるような仕組みを検討すべきであるという、一般論を入れて、その後、第三者に標準的な価格基準を作成してもらうことなども考えられる、というふうにすればよいのではないかと思います。

(宮本議長)

ただ、依頼者の参考に資する資料が必要であると、ここは一応趣旨ははっきり書いています。

(井手副議長)

今、中川委員がおっしゃったのは、具体的に、要は行く前に、単なる参考ではなくて、具体的な金額の予測がつくような仕組みを用意すべきというのが前回の議論の趣旨であったというご指摘であるだろうと思います。それを今言ったような形で一言入れるというのは可能ではないかと思えます。

(中川委員)

それは結構ですね。ただこれはね、何と申しますか、本来的には暫定的なものだと思うんですよ。本当は競争の原理と申しますか、市民の間にそういうサービスが浸透してくれば、自ずからマーケットが形成されるはずでしょうし、そういう情報も一般市民の方が取りやすくなっていくわけですからね。本当はこういうものがあると不自然で、不必要なものだと思うのだけど、まあ日本はまだまだそこまでいきませんから、一応暫定的なものとしてそういうものを考えたかどうかというのが私の意見だったのでですけどもね。

(吉永委員)

初めて行ったときに、その事務所が高いのか安いのかもわからないということだと。ただ、「標準的な価格表示の見本」というのは、ちょっといまひとつイメージがわかりません。価格表示の見本ということではないと思うのですけれども。

(宮本議長)

価格表示といったら、商品のイメージがありますね。

(吉永委員)

それぞれの弁護士事務所に掲げるのにこんな形のという表示みたいな印象を受けてしまいますものね。そこまでではないと思います。

(高木副会長)

こちらのほうから口を出してよろしいですか。

(宮本議長)

はい。

(高木副会長)

標準的な「価格」というより標準的な「費用」ですね、これは。あるいは報酬。まあ費用もありますから、「報酬・費用」でしょうか。

(宮本議長)

報酬・費用ですか。

(高木副会長)

ええ。

(宮本議長)

わかりました。

(高木副会長)

その次の3段目の、そのような「標準的な価格」と言われると、ちょっと弁護士のほうは困ると思いますので。ここも「報酬・費用」としていただいて、これは第三者機関としてどこを主としてお考えになったんですか。弁護士会以外のところですか。

(宮本議長)

そうです。

(高木副会長)

例えば消団連(全国消費者団体連絡会)であるとか。

(宮本議長)

まあ、そういうところでもいいし、何か第三者ですね。

(高木副会長)

ここはそうしたら「第三者」にして、機関を取られたらどうでしょう。「第三者に」とすれば、まあ少しは柔らかくなる。

根本的なことを言うつもりはないのですが、多分、それでも全然参考にならないというわけではないから、いいんですかね。例えば類型を決めて、建物の明け渡しだったら、大体何年ぐらいかかって幾らぐらいとか、そういう見本を10とか20とか揃えなさいという意味なんですか、ここは。そんな感じでいいんですね。

(中川委員)

結果的にはそういうことです。その分析といいますか、その前に第三者の方が過去の事例を研究されて、分析をされて、大体時間的にどれぐらいかかっているか、費用はどのぐらいかかるのか、統計的に集積したものを分析すれば、ある程度のものは出てくるだろうと思います。もちろんその一定の例示がありますからね。

(高木副会長)

難しいと思うのですけれども。

(中川委員)

非常に難しいですね。

(高木副会長)

承ることは可能ですけど。

(フット委員)

前回は申し上げましたように、標準価格、標準費用、標準報酬は、どういう言葉を使うかはともかくとして、また、その第三者機関が作成するとしても、マーケットの原理を阻害しないことが大事であると思っていて、第三者機関の提示した標準価格は、結局日弁連の従来の標準と同じような働きをしかねませんので、たとえ第三者機関がそういうようなものを作成したとしても、かなり広い、またいろんな要素を盛り込んだものでないと、あるいは独禁法の心配もまた出てくるのではないかと懸念していますので、そういった観点から先ほどの井手副議長の案で、「例えば」ですとか、またその趣旨の説明をまず盛り込んだ上で、例えばこういうようなことも考えられるというような言葉は、私には魅力があると思います。

(宮本議長)

ありがとうございます。ということで、言葉を標準的な「価格」のところを「報酬・費用」とし、その前の段階で、依頼者があらかじめ価格の予測ができるためにとか何とかを入れまして、例えば第三者に依頼して作成してもらうなどのことも考えられるというふうにいたしましょうか。

(中川委員)

そうですね。ちょっと中途半端だけど、その程度でいいですね。難しいですね。

(井手副議長)

これが唯一の正解というものは多分ないと思うんですね。そういうものがあつたら、日弁連も今つくっておられると思います。ただ、我々としても、最初に見せていただいたようなアンケートの結果の平均値のようなもの、これだとやっぱりちょっと不十分ではないかという問題意識がございますので、そこから一歩踏み込んで、もう少し参考になるものをつくっていただけませんかという趣旨でございまして、そこが伝わればと思っております。

(宮本議長)

では、そういうことで、もう一度このところだけ、一部だけメーリングリストで皆さんにお送りします。

(フット委員)

この関係で、これは質問ですけれども、事務所レベルでもう既に報酬基準をインターネットな

どで提示しているところは出てきているのでしょうか。

(山本事務次長)

報酬自体について、うちの事務所はこうやっていますというものですか？

(フット委員)

ええ。この事務所では大体こういうような案件を扱っています、こういう典型的な案件なら大体このぐらいのレンジで考えていただければというようなものですね。

(山本事務次長)

申し訳ないです、私は見たことはないのですけれども。

(生田広報室長)

ホームページを開設している事務所であれば、標準的な報酬であるとか取り扱う分野については載せているところも最近は出てきています。

(山本事務次長)

載せ方は、今のおっしゃったような、例えばこういうケースについては幾らという形ですか？

(生田広報室長)

というところは少ないです。実際に私も見て、これはわかりやすいなと思うところは数か所ぐらいしかまだないと思います。ですから、現状はまだその程度です。

(中川委員)

しかもあれは最終的には契約書をつくらなければいけないですね。ですから、そこまでやられているというのは私もまだ聞いたことはありません。

(高木副会長)

ちなみにうちの事務所でも申し上げますと、事務所としての報酬規程はつくりました。ただ、それはインターネットには出しておりません。聞かれたらお出しするのと、初めてのクライアントのときにはちゃんと説明します。恒常的にやっているところが多いので。それと、アワリーレートで決めているところの弁護士が半分ぐらいいると思うので、そこはクライアントとの間では、一応了解された上で依頼が来ているということです。事件性のあるもので、1件幾らという感じでやるときは、やっぱりあらかじめ契約しているはずで。大体そういうところだと思います。

(宮本議長)

大体費用を聞いて、あまり高いのでやめたというケースはあるんですか。

(高木副会長)

それはあるかもしれませんね。

(宮本議長)

で、違うところの先生に行くとか。

(山本事務次長)

かどうかまではちょっと聞いていないのでわかりませんが、そのまま、では値引きして自分でやりますということもあるかもしれません。

(井手副議長)

それから、中川委員も同じ趣旨のことをおっしゃいましたね。本来であれば自由な競争の中で決まっていくという前提が1つあるので、そこはやっぱり確かに押さえておいたほうがいいのかもしれない。そこを阻害しないという形、でと。

(宮本議長)

この文書の中にね。

(井手副議長)

確かに前回の議事録を見るとそのあたり相当議論されておりますので。

(土屋委員)

私もすごく悩ましいと思っているんですけどね。報酬の話というのは、基本的に弁護士会の全体のいわば趨勢というのはかなり尊重しなければいけない部分だと思うんです。各事務所の意向もありますしね。それから東京とほかの地方と同じような規定を適用しても問題だろうし、それから法人と個人と同じ規定を適用しても問題かなと思うんですよ。そうすると、この見本というものが第三者機関というものに依頼してつくっていただくことにすると、あまりに、何とというか、全国一律の標準的なものができすぎてしまって、それが時に実際の地域の実情だとか個人の事情に応じて適用すべきものをつくっていく上で阻害要因にならないかということがちょっと心配なんです。ですから、この文章を読んでいてうーんと思ったのは、第三者機関というのはやっぱり強いかなというのがあって、むしろ弁護士会の主体的な立場に立った上で外部の意見を聞くぐらいでつくったほうがいいかなという感じもしております。第三者機関に依頼して作成してもらおうというふうに書いてあると、これを例示という意味で、後になどが付いて、しかも努力になっているからいいのかなという気もするのですけれども、この2行をもうちょっと外部の者で作成してもらおうというよりは外部の意見を聞くみたいな、そういう感じの作り方をして、それを公表するというのでどうだろうというふうに、私はむしろそんなふうに考えたりするのですけれども。依頼して作成してもらおう、見本をつくってもらおうとなると、依頼するほうも大変でしょうし、つくってもらったらそれに従う方の意思もあるだろうから、そうすると、仕組みとして強いかなという感じが若干するんですけど。それは1つの例だから構わないといえば構わないのですけれども。

(井手副議長)

日弁連がそういったものを主体的に出してしまうと独禁法との関係でまずいので、それで第三者につくってもらってはどうかというような話がありました。そうすると、土屋委員のおっしゃる部分というのは、最終的には日弁連が公表するという形がよいということでしょうか。

(土屋委員)

そういうものがあったでもいいのかなと。何とというか、完全なフリーマーケットに任せるべきだという意見もありますが、僕自身の個人意見はちょっと違う意見でありまして、完全なフリーマーケットに任せてしまうよりは、現行の報酬規程ほど強い縛り方でないにしても、やはりその枠からはみ出すような不当な請求とか、いろんなことがあり得るので、そのあたりはむしろ弁護士さんの倫理にかかわってくることになりかねない、そういう問題があると思うので、ぎりぎり

に縛るのはどうかと思っているところです。ですから、現行の報酬規程が実際しばらくは慣行として落ち着くような事態が予想されますけれども、それが時間が経ってくるとそういう慣行が薄れて新しいものがいろいろできてきて、それがうまく動いてくれればいいのですが、そうでなくて、心配されるような事態がいろいろ起きたときにどうするかということを今から考えておく必要があると思うので、そのためには何かあるべき姿みたいなものも出していって、外部の意見というものを聞いて、それを参考にして、報酬基準を決めていくというやり方が、やっぱり僕は望ましかろうかなという気はしているんですね。1つの参考のモデルみたいなものがポンとあって、それに応じて事務所のやっている分野、地域の事情、バリエーションは様々だと思うんですけど、それをもとに決めていくと。緩やかな参考資料というのでしょうか、そういうものの提示を日弁連として備えることは、別にそれはいいのではないかと思います。

(宮本議長)

それはいいんですかね。その程度なら独禁法に違反しませんか。

(土屋委員)

拘束性がなければ。

(宮本議長)

拘束性、そこのところですね。

(吉永委員)

やっぱり自由な競争ということは大事かもしれないのですが、それは弁護士さんの中の世界の話で、そこで自由な競争を阻害する必要はないけれども、そのことを担保するために、依頼者との関係に不自由が生ずるといのは、これはこちらのサイドから見ると若干納得ができない部分もあるんですね。だからこの自由な競争が保たれるということは必要だけれども、でも、だからといってそれだけの情報が私たちの中に判断資料としてすらないということは、やはり若干問題かと思えます。

それからもう1つ、最後に「適正な費用を事前に予測できることは」ありますが、この適正となりますと、やはりそこが相当な縛りになると思うので、「概ねの費用」とか、何かちょっとうまい言葉があればよいかと。適正というのは結構きついんじゃないかなと。そこに出されたものが適正という、それ以上とかそれ以下は不適正という感じのイメージになるので、ちょっとこの言葉はきついかと思います。

(中川委員)

もう1つは、さっきフットさんもちょっと言われたのだけれども、それぞれの弁護士事務所なり弁護士さんが、こういう個別の報酬規程とか報酬基準というものをどんどん公開して下さることも大切なんだと思うんですね。そういうものもふえてきますと、だれかがそれをまとめてみたり、大体こんなふうな傾向だということをジャーナリズムがまとめたり、あるいは専門誌などが取り上げたりして、そういう形でマーケットが見えるようになることもあり得ますよね。ですから弁護士サイドとしてもそういう公開をするという努力をやっぱりしていただいて、できるだけそのマーケットが形成されるようにやっていただくことも大切ではないかと思います。

(土屋委員)

そうですね、大事なのは開示だと思いますね。何かそういうモデルをつくることに意義があるのではなくて。

(中川委員)

それは難しい。それは努力はしたほうが良いと思うのですけれども、かなり難しいと私自身も思っておりまして、それよりはやっぱり情報を開示していただいて、それをとりまとめていく形でわかっていくほうが自然な感じがしますね。

(井手副議長)

例えば、これはちょっとお聞きしたいのですけれども、会則として各弁護士にそれぞれの報酬規程の公開を義務付けるというふうなことは、理屈の上では可能ですか。これは別に独禁法の問題ではないですね。

(宮本議長)

それは、例えばインターネットで公開するというのでしょうか。

(田中(晴)事務次長)

まだ今の段階では一般的な水準としてそれを求めるところまですぐにはいかないような気がしますし、なかなか効果が薄いような気がします。

(井手副議長)

要は、それをやってはいけないことなのかどうかということだけです。将来的にはどうかわかりませんが。

(高木副会長)

自分のルールというのを、まあ標準的なものとしては決めますけれども、まさに個別事件でそれはしゅっちゅう変わるわけですよ。だからそれをだれに対して公開するのか。

(土屋委員)

相当難しいと思いますね、これは。

(井手副議長)

前回の議事録を見ますと、大体今は、行けば費用の概算はわかるようになってきたという、そういう説明をされていました。

(山本事務次長)

報酬に関する基準を事務所で作っておかなければいけないということにはなっていますが、それをだから公開せよというところまでの義務付けということになると、そこまではちょっと難しいと思います。

(高木副会長)

契約の中身を当事者以外の人に出せということですよ、それは。

(井手副議長)

従前の日弁連の報酬規程を流用しておられる事務所も多いと聞いておりますから。そこに少し手を入れておられるケースもある。

(山本事務次長)

おそらくそれを公開するというのは、中川委員がおっしゃっているような趣旨には合わないのだと思うんですね。つまり私がこの事件を頼みに行ったときに幾らかかるのだろうかというのを知りたいという要請には合いませんよね。

(吉永委員)

つまり弁護士のところに行けないというのは、不安で行かれないわけですよ、自分が払える範囲か払えないものかというのがわからないわけだから。そうすると、大体自分のケースがとてもしアケースだとか大変なケースだということは想像がつくわけで、それは基本のところからのくらい上乘せされそうなのかとか、そういうことの予測すらつかないというのは、やはり依頼者に対するサービスとしては相当敷居は高いんですよ。

(山本事務次長)

どの位乗るかというところが、根本的に全く異なるものなので、それを今おっしゃられたように一般化して公開してということを経験するところまでには、ちょっと馴染まないのかなと。

(中川委員)

拘束義務というような話もちっと無理だと思うんだけど、少なくとも中規模事務所、あるいは大規模事務所と言われるようなところは、ほとんどの事務所の大体の報酬の考え方はこんなものですよというくらいのをインターネットなり何なりで出していただければ、もっともそれだけというのでは困るので、ホームページなんかをお持ちになっているわけでしょう。その情報の一部としてお出しになっていただくということくらいはできるんじゃないですかね。

(高木副会長)

基準を出すことはあまり意味がなく、多分吉永委員がおっしゃっていることに答えるとすれば、いろんな例を出して、例えば離婚だったら、ふつうは何年ぐらいかかって、何年かかる限りにおいては調停と訴訟を経過すると幾ら、どのくらいの慰謝料をもらったケースで幾ら、もらわないケースでどのぐらいでしたというような例をたくさん集めて、まあ10個か20個ぐらい、ふつう一般市民が、企業はもうこの際相手にしなくてもいいと思うのですけれども、一般市民が遭遇しそうな交通事故であるとか、隣地の境界の紛争であるとか、明け渡しであるとか離婚とか、そういうものをサンプルとして出すと。あるいは、ある弁護士はこうでしたとか、別の弁護士はこうでしたという例を出して、皆さんの参考に供すると、そういうことじゃないかなという気がするんですけど。それ以上のものは、あまりルールとして出してみても、本当に同じ結果が得られても、1年でやられるのと3か月でやられるのと5年もかかるのでは、その報酬的にはやっぱり違って来るのだと思うますし、そこは同じにする人もいないのかもしれませんが、あんまり参考にはならないのかなという気がするんですね。

(吉永委員)

そういう情報がどんどん流れてくると、民間というか、例えばジャーナリストの方など分析することができますね。そうすると自分で私のケースは5年だとか、何となくその判断ができる

と思うけれども、弁護士さんの費用に関しては非常にデータがないので、ふつうならそういう本とか出ているはずなんですけれども、出せない状況なんじゃないかと思うんですね。インターネットで出ているところもあるというのは、どういう形で出されているのだろうなど。少ないと言いますけれども、その少ない中でもそういうふうに出している人もいます。例えばそこら辺のところを日弁連さんのほうでとりまとめて、ある程度、個々の例ではなくて、一般論の中に落とし込んで、こんなケースだとこんな時間と、これだけ時間がかかったときにはこのくらいの費用だと。でもやっぱりそれは短時間で済むとこのくらいのお金になるとかというような情報だけでもあるとすごく助かるかなという気は、本当に一般の市民の依頼者の立場ですよ、これはね。

(山本事務次長)

ちょっとそこら辺のイメージを若干書き込んでいただくような形でいいですかね。その後は、受け取った後でどう検討するか、こちらの内部でまた対応を考えなければいけないし、工夫もしなければいけないのかもしれないですけども。いろいろおっしゃっていることはよくわかるのですが、どういうふうな形にするかという、なかなかここでお話していても結論は出ないので、今出たご意見を若干書き加えていただいて、まとめていただいた上で、またこちらで検討いただいてフィードバックするという形でよろしいでしょうか。

(宮本議長)

そうですね。いわゆる一般の私たちがどうお願いしたいかというスタンスでもう一度修正いたします。できるかできないかは、もうできなければ仕方がない。そういうことで、一応書き直してみます。では、書いてから皆さんにメーリングリストで送りますから、書き足してください。

(3) 議題2 裁判員制度について

(宮本議長)

続きまして、議題2、「裁判員制度について」ですが、裁判員制度についてはいろいろこの頃情報がたくさん出てきていますが、今の現状について、高木副会長からちょっとご説明いただきたいと思います。きょうは、裁判員制度実施本部から小野正典事務局長もご出席いただいております。ご説明いただいた後で質問等をお願いしたいと思います。

(高木副会長)

資料として70-2、3、4と配られているようでございます。裁判員制度はどのようなものかということは、多分ここでご説明しなくてもよろしいと思いますが、パンフレットがでございます。資料番号のないパンフレットでございます。これが一番わかりやすく書かれて、Q&Aという形でわかりやすく書いてあります。これを1枚にしてまとめたものが70-4、最後にございましたけれども、A4の紙1枚なんですけれども、前提としてちょっとおさらいを、上からざっと見るだけにさせていただきます。

裁判員の数というのは6名で、裁判官が3名。判断する内容というのは有罪・無罪の判断。それからもちろん法令の適用を前提とするわけです。そして有罪の場合の量刑も判断するということとなります。それから評決の方法は、評決は多数決で、ただし、多数意見の中には裁判員・裁

判官それぞれ1人が賛成していないとだめだと。両方が1人ずつ入った多数決であるということが原則。対象となる事件としては、と書いてありますけれども、死刑又は無期懲役、禁錮に当たる罪に関する事件ということと、それから法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関するものです。具体的な事件としてどんな事件が当たるかということ、右側に書いてある強盗致傷から下の通貨偽造までで、この事件数はパンフレットのほうが新しい。これは下に書いてありますように平成15年度の数値ですけど、16年度の数値が新しいパンフレットに出ておりました、15年は3089件だったんですけど、16年度を基準にしますと3300件。少しふえております。実施される予定の21年までの間にはまた少しふえるかもしれません。

裁判員の選任方法は、選挙権のある人の中から翌年の裁判員候補者を毎年くじで選んで、裁判所ごとに裁判員候補者名簿をつくる。事件ごとにこの名簿から裁判員候補者を選ぶ。裁判所によって裁判員になれない理由がないかどうか、正当な理由に基づく辞退事由があるかどうかを確認して候補者から除いていくと。検察官・弁護士は一定の範囲内で理由を述べないで除外をすることができます。除外されなかった候補者から裁判員を選任することになります。

それから、裁判員がする業務内容というのは変ですけども、一応お仕事の中身を書きますと、刑事事件の公判に出席する、証拠調べが終わった後は事実認定を行って有罪・無罪を判断する、その会議に出るということ。有罪の場合は量刑を裁判官と協議して示す。それがお仕事の中身になります。

辞退できる場合がからまでございます。あたりから、重い病気であるとか、介護、養育などの必要がある同居の親族がいたりして出られないとか、そういった事情がある場合は、全部裁判所の認定によって除外されるということになっておりました、それ以外が70歳以上であるとか地方公共団体の議会の議員と、それから5年以内に裁判員、検察審査員等を務めた人です。

事件の審理日数というのは、今行われている事件が大体どの程度かかっているのか、これによって裁判員の拘束がどのくらいかを目途を付けるためだけのものであって、裁判員になったときにこうなるというわけではございませんが、今ある3089件について見ていくと、平均的な審理期間というのは8か月で、回数としては5回ぐらい開廷することになっているということです。

それから労働者のための措置として、裁判員の仕事については労働基準法7条にいう公民権行使と同じ扱いで、請求したらその時間を職務から離れることができるということと、それから裁判員として裁判に参加するために仕事を休む場合とか、休んだ場合にそれを理由として解雇とか不利益な取り扱いを受けない、そういったことが裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）という新しい法律で決められております、ということです。

これを前提としまして、それで平成21年5月までに行われるということで、現在政府ではいろいろな取り組みをやっております。今年の初め、4月頃に世論調査の発表がありまして、参加したくない人が7割というふうに出たものですから、やや慌てたわけですけども、その後多少は努力もあり、数字は回復して認知されているかなというふうに思っております。

資料70-3を見ていただきますと、これが裁判員制度広報推進協議会というところで作成し

ました資料でございますが、ちょっとページを繰っていただいて、3枚繰っていただくと絵が出てまいります。現在法曹三者と関係省庁、法曹三者及び弁護士を除く法曹二者と、それから関係官庁との間で連絡協議会というものをつくっております、裁判員制度の実施するまでの間に何をしなければならないかという行動計画みたいなものをつくっているわけです。その中で一番今いろいろありますけれども、広報を主体として考えますと、法曹三者の協力によって、認知度を高めるといふことと、それからほかの関係省庁の社会環境の整備の部分で協力いただかなければならないことがたくさんございまして、例えば厚生労働省などでは、先ほど申し上げましたが、休暇の問題であるとか、有給ではなくて、育児休暇に類似した裁判員休暇というのを各企業においてつくっていただくために協力要請をすとか、それから子どもを抱えて出られない人のためには、子育て支援のいろいろな制度がこれまでございますので、それに乗せられるようにしていただくとか、そういう参加を容易にするための関係省庁に各種制度をつくっていただくためのご協力をお願いしなければならない。そういったことをお願いをして、それで全体として最終的な目標を国民が主体的に参加ができるようにしようということをやっています。

法曹三者のほうは、もともと広報などということをやろうにはできておりませんので、広報しなくてもよかった世界なので、最近では裁判所では長谷川京子さんを使った全面的な新聞の一面広告などを行いまして突然話題を呼んだりしておりますけれども、現在やっておりますのは、その広報の下のほうの第1ステージから第3ステージまで分けますと第1ステージでございまして、まさに制度広報、制度がどんなものであるかということのを国民に対して知らせて国民の認知度を高めると。そして今どんなものであるかということがわからないと、国民の不安感とか負担感というものがどうしてもございまして、それを払拭できませんので、そこを軽減するためのことをやっていると。来年から再来年にかけては第2ステージに進み、それをだんだんと深化させていくということを考えてございまして、その途中で世論調査を行いながら、逐次どの程度浸透しているかということを確認していくというところで、今は第1段階にあるということですが、媒体としては、ホームページ、雑誌、ビデオ、ポスター、リーフレット、ありとあらゆることをやって、一方的にこちらから出すということだけではなくて、対話型双方向の中で、いろいろミーティングを開いたりイベントをやったりしながら、市民の関心を高めているということでございます。

その次を開いていただきますと、シンボルマークというのがその前のページにちょっとありましたけれども、輪っかが2つ重なった、これを定めました。それからキャッチフレーズもどこかにあったかと思いますが、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」というキャッチフレーズを募集したりしております。ポスター、リーフレットはいろいろ出ているところなのでご存じかと思いますが。あとは広報ビデオ、専用ホームページなどを通じまして、全国各地でさらに説明会、講演会などを実施しているところでございます。ずっとご覧いただきますと、裁判員制度フォーラム開催日程会場一覧、別添1でございまして、これは今年のたしか10月1日に福岡で行われましたのを皮切りに、最後は来年の1月29日に東京で行うというところで、それぞれ法曹三者が出ていって市民との対話をしながら、裁判員制度に対する理解を深めていただく活動をしているというところでございます。別添2のほうは、法務省・検察庁が主催したシンポジウム

の開催の一覧です。

こういうことをやるのは、今の段階はほとんど制度の認知というか、制度がどんなものであるかという認知でございまして、弁護士会としても法曹三者の取り組みの中で行う以外に、弁護士会独自の立場でどうことができるのかということを検討しながら、それぞれ出前教室をやったりしているわけですが、弁護士の立場から申し上げますと、私どもは制度を支えるそういう担い手であると同時に、個別事件の救済をしていくという立場がやっぱりありまして、個別的な事件がどうなるかという観点から言うと、裁判員制度を実施していくと、なかなか難しい問題が出てくるだろうと思います。ですから、そういった観点から弁護士がなぜ必要になっているのかということとか、弁護士は何のために被告人のためにしているのかということ、そして刑事裁判の大原則である無罪推定、弁護士が被告人の利益を守るために行う活動、そしてそのことが公正な社会をつくっていくときにどんなに重要なことなのかということを知っていただくという観点でどのような広報が必要かなというところで、今いろいろなことを試みているところでございます。

なかなか広報の成果というものが簡単にわからないところがあって、次の内閣府の世論調査ではどうなるのか楽しみというようなところもありますし、不安なところもあるわけですが、別のところでやった調査では、もっと認知されているというような結果もございまして、私が所属している第二東京弁護士会というところでは、やはり同じような市民会議というのがございましたけれども、そこに出てきていただいた方の中では、この間の内閣府の調査については、結果などは気にする必要がないと。日本人は真面目だから、出ていかなければならない理由として、国民の義務だからという回答をされている人たちもいましたし、そういうところを見ると、そんなに気にしなくてもいいというご意見もありまして、なかなか難しいところがございまして。前の調査の中でも、参加したくない理由が、有罪・無罪の判断が難しいというのと、人を裁きたくないという理由が2つあったのですが、それはふつうの人の感覚としてはやっぱりそうなんだろうなと思いますので、そんなに気にしなくていいのかなと思いがいるところでございまして、皆様方からも、今後どういう広報をしていったらいいのか、それから裁判員制度をきちんと根付かせるためには、何が必要で、どういうことをしなければいけないのか、そのために弁護士が何をすべきかということについてご意見をいただければありがたいと思っております。

(宮本議長)

ありがとうございました。

(小野裁判員制度実施本部事務局長)

一言だけよろしいでしょうか。

(宮本議長)

はい、一言だけ、どうぞ。

(小野事務局長)

私、事務局長をやっております小野と申しますが、裁判員制度実施本部というのが昨年8月に日弁連で発足しまして、実施本部では広報だけではなく、裁判員制度の例えばまだ決まっていな

い手続、選定手続等々、守秘義務がどういう範囲なのかなどについても検討しております。また、会内研修についても実施を今進めております。それから刑事手続の在り方、裁判そのものの在り方がどうあるべきなのかということも検討して、幾つかの項目を検討しております。その中の1つが広報ということなんですが、2009年5月までの実施に備えて具体的な制度の設計、あるいは国民の皆さんが参加しやすい環境整備はどうあるべきかなども含めて検討している組織でございます。とりあえず以上です。

(宮本議長)

ありがとうございました。実は時間が詰まっております、あまり皆さんと深く議論をできないのですが、今高木副会長からいいお話をいただきまして、日弁連としてこの問題をどうするかということ、私たちも直接日弁連とこういう話し合いの場を持てるので、いろいろ考えてみたいと思います。皆さん、何か質問があれば、まず質問をどうぞ。

(井手副議長)

まず質問なんですけれども、この裁判員制度の広報予算は、日弁連としてはいかほど計上されているのでしょうか。

(高木副会長)

そのためのものとしては取ってございません。裁判員制度実施本部の全体の予算の中にちょっとぐらい入っているかなという。

(小野事務局長)

実施本部全体の予算は年間で4500万円です。ただし、その多くは委員の会議のための旅費に割かれてしまったりしますので、広報に割ける予算は甚だ残念ながら少ない。例えば以前石坂浩二さん主演のドラマをつくりましたが、あのドラマ1つつくるのにも四千数百万はかかっておりまして、実施本部全体の年間予算相当になってしまいますので、本当はああいうものを、日弁連独自のあるべき裁判員裁判というものをつくりたいのですが、企画は今進めていますけれども、実現しておりません。

(井手副議長)

なぜこんなことをお聞きしたかといいますと、資料の最後に別添2のところに付いておりますが、法務省・検察庁は今全国でシンポジウムを開こうとしています。私が聞いたのは7か所と聞いておりますが、それぞれに結構なご予算を用意してやっておられるんですね。大阪でも2月4日に開くということで、これは実は検察庁のほうから、朝日、毎日、読売、産経の4社で、これは編集部門ではなくて、営業部門のほうにコンペの案内が来まして、それぞれに企画を出して、費用、場所、メンバーを含めてそれぞれ競ったわけです。

その時に、ちょっと思いましたのは、法務省・検察庁の主催シンポジウムですから当然なのですが、出席メンバーというのはほぼ指定されているわけですね。基調講演をする学者さん、それから総括的な挨拶をされる法務省の幹部、それから現地の検事正。あとは中村雅俊さんの映画を見せて、シンポジウムをやるということになるわけですが、当然のことながら、ある程度検察庁・法務省の想定する裁判員制度を描いて、それに沿ったものをPRしていられる形になるのかなと

思うんですね。これに対して日弁連としては、先ほど高木副会長がおっしゃったように、個別の事件における被告人の救済ということ掲げているとおっしゃいましたけれども、日弁連としてこの裁判員制度で実現しようとしている理想なり、あるいは今の刑事裁判から改善していくべきだと考えているものがあるとしたら、そういうものがある程度PRしていこうと思われるのであれば、やはり独自にそうした広報予算をつくっていかないと、なかなか対抗するのは難しいのではないかと思います。

(高木副会長)

なかなか予算のところは一番弱いところございまして、ほとんどお金がないため、アイデアと知恵だけで他人を動かそうということになります。例えばこの裁判員制度フォーラムは裁判所が主催するもので、ここには必ず法曹三者が出る、弁護士も出るわけです。検察庁が主催するこの八つのシンポジウムのほうも、もちろん弁護士が必ず出るということになっておりますので、そこにはその地方のエース級の弁護士を出してくださいということと、口だけはただですから、そこで頑張ってもらいたいということをこちらとしてはお願いしているところなんです。確かにこういう大々的なものというのは、そこそこ会場のお金とかがかかるので、ちょっとそこまでなかなかし難いものですから、今考えているのは、自分たちの身近なところ、つまり、一番法曹三者の中では弁護士が市民と近い距離にあるので、労働組合へ出て行くとか、会社に出て行くとか、消費者団体に出て行くとか、自分の出身学校に出て行って、それこそ高校生や大学生あたりを相手に教育していくことを考えようかというのが、今のところの私どもの考え方で、そのためにだれが出て行ってもちろんと講義できるものを用意してお出しすることしか、今のところはちょっと考えてはいないという感じなんですけれども。確かに予算があればやりたいとは思いますが、なかなか難しいところではございます。

(小野事務局長)

おっしゃるとおりで、講師ができる、講演ができる人の養成などは大分できてはいるんですけど、さらに、例えば取り調べについての録音・録画の導入ということを目指している委員会ですとか、そういう委員会とともに集会に行って広報すると、そういったようなこともやりつつあります。確かに弁護士会の独自の広報というのが多少遅れているという自覚はあるのですが、もう少し具体的に目に見える形での広報を展開したいとは思っております。

(宮本議長)

ほかにどなたか。どうぞ。

(土屋委員)

今井手副議長がお話しになったことと関連します。実は私は最高裁判所の全国50か所で行うタウンミーティングと書いてありますけれども、これはフォーラムと呼んでいるのですが、このために一昨日沖縄に行っていました。沖縄地方裁判所主催のフォーラムで、パネルディスカッションの司会をやれという要請が来ました。それからその前の日曜日は福島地裁のフォーラムに行ってきました。若干そのお話を長くならない程度でしたいと思います。これは今の井手副議長のご説明と重なるからお話したほうがいいのかもしれませんが、最高裁が広報宣伝活動

で4億円の予算を使っております。それで、やはりフォーラムを行いまして、広告会社の電通が落札したのは、電通のアイデアが採用されたわけですが、それは全国各地の人に根っこを下ろした制度でないと裁判員制度は成り立たない。そのためには地方紙が地方の裁判所と一緒に主催するイベントができないかという提案を電通のほうがしまして、それが採用されたということですが、沖縄と福島は不幸なことに地元の有力な新聞社が2つあるんです。お互いに同じくらいの規模の新聞社が競争していて、最高裁としてはどちらかに発注できない。それで共同通信に人を出せと言ってきまして、私は社命でお前が行けと言われまして、それで行ってきたということなんです。私、実際そういうパネルディスカッションでいろいろお話を聞きましたら、皆さん熱心ですね。実は質問していいのかどうかということで、私悩みましたが、会場に来ていただいた方に裁判員をやってみようと思いませんかという質問をしてみました。そうしましたら、まあそういうところに応募してくる方ですから、結構関心が高いのか、30%から40%ぐらい、3分の1ぐらいの方は手を挙げてくださいました。ということですので、そんなに悲観することはないんじゃないかと、そんな印象を受けました。

それで、そういうイベントに実際関係した立場として思うことは、そういう最高裁が4億円の予算を使ってやっている広報宣伝活動と同じようなことを日弁連がする必要はないと思います。法務省のほうも別枠でやるわけですから。むしろ弁護士会らしさというのでしょうか、新しい制度が始まって国民裁判が行われて、弁護士会としてはどういう手続を期待するのか、どういう法廷になることを期待するのか、そのためにどういうことをやっているのかということをお答えいただければいいという感じは受けました。そのためには、そういう大々的なタレントを呼んできてというようなイベントをやることはないと思います。

先ほどちょっとお話に出た福岡のケースなどは、歌手の早見優さんとか、作家の夏樹静子さんとか、そういう極めてネームバリューの高い方を呼んできたので、まあ大成功だったという話を聞いていますけれども、そういうのを日弁連とか、あるいは各弁護士会がやるということになると、私はそういう全般的な制度の骨格についての広報みたいなものは周囲に任せておけば自然にやるので、そうではない部分をぜひ日弁連として知恵を絞って、弁護人の立場からそれをしていただけたらいいと思います。新しい手続についての質問はやっぱりいろいろ会場からは来ておりましたので、あれだけの短い期間・時間で全部紹介するのは難しいですから、例えば弁護士が今特別研修でどんなことをやっているのかとか、そういうことを紹介するとか、それだけでも相当私は意味があると感じます。

それから質問なんですが、この広報計画の表にあります法廷用語の日常語化PTの研究発表ですけれども、この内容はもう決まっているんですか。

(田中(晴)事務次長)

中間報告という形なんですけれども、近々執行部に報告が上がります。そこで検討していただいて、今月中くらいにはご報告できるのではないかと思います。

(土屋委員)

結構質問が多いんですよ。とにかく法律用語がわかりにくいので、いろいろとわかりやすくや

ってくださいという質問がきておりますので、それを皆さん待っておりますので、できるだけ早く公表していただければと思います。

(高木副会長)

マスコミの方はかなり興味があるようですし、裁判所のほうも司法研修所で簡潔にわかりやすいものをという記事がこの間出ておりました。

(土屋委員)

そのあたりの弁護士会、日弁連の考え方みたいなものを出していただいたらどうかなと思うんです。わかりやすくって、すごく難しい話だと思うんですよ。概念としてきちとしたものでなければいけない部分はもちろんあると思うので、何でもかんでも簡単な言葉に置きかえてしまえばいいかという話でもないと思うので、それは非常に難しい話だと実は思っておりますけれども。研究結果の発表とともに、できたら日弁連の基本的な考え方みたいなものを出していただければと。

(宮本議長)

ありがとうございます。おそらくそのほかの委員もご意見やいろいろ質問があると思いますが、きょうは最も大事な議題がありまして、次の議題に進めさせていただきたいのですが、よろしゅうございますか。

(フット委員)

1点だけよろしいですか。

(宮本議長)

どうぞ。

(フット委員)

ここはあるいは土屋委員に託したほうがいいのかもかもしれませんけれども、そういったタウンミーティング、あるいはフォーラムにおいて、裁判員制度の必要性、あるいは意見に関して、どのような説明になったかというのが質問ですけれども、それをなぜ質問するかといいますと、この前法務省のつくったビデオ、「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら - 」というものを見ましたら、その不安とか疑問点に関してはかなりいろいろなところを取り上げていました。それは演習で学生に見てもらいましたところ、学生からのコメントは私と同じ印象で、今までの制度はどこが悪いのか、むしろ裁判員と専門裁判官と全く同じ意見であるので、結果的に現行の制度と変わりません。どこが違うのか、なぜ新制度が必要なのか、全然それをアピールしていないということですが。法務省あるいは最高裁あたりですと、さすがに現行の制度は問題があるというようなことはあまりアピールしないだろうと思いますけれども、そういった点はあるいは日弁連は別な観点からの広報活動は十分意味があるのではないかと思いますけれども、あるいはビデオ以外にそういうタウンミーティングの場において、法務省・最高裁からそういう必要性などに関する説明は、もうちょっと説得的な説明は行われているのでしょうか。

(土屋委員)

私の感想では、福島と一昨日の沖縄と両方の例しか私はご説明できませんが、両方の会場から

は、そもそも何でこういう裁判員制度をやるんですかという質問がありました。その質問に対しては、アドバイザーという形で法律家の裁判官と検察官と弁護士さんがいらっしゃって、主に裁判官から説明をしていただくような場があったのです。しかし、現在の刑事裁判がうまくいっていないというような認識は、どちらの裁判所の所長さんも最初の挨拶で持っていませんということでした。うまくいっていないというふうには思っていないけれども、それをよりよい制度にしていくためには、国民の皆さんに参加してもらう必要があるという挨拶がどちらの裁判所の所長からもありました。ただ、そういう挨拶を聞いた後でも、会場側の質問として、なんでやっぱりやるんですか。どんな問題があるんですかという質問が出されていました。それぞれ議論はされています。ただ、最高裁が進めているそのフォーラムの前提としては、もう裁判員制度は決まったものとして、むしろその制度の中身を知っていただくようなシナリオで、現行の裁判批判というのは端的に言うともうあまりしてほしくない、そういう意向が非常に強く伺えました。私は司会をやっていたのですけれども、そういうあたりの議論が出てもいいじゃないかと実は思っていて、実際にあまり踏み込んだ議論は、やっぱり裁判所主催だとできませんでしたね。

(井手副議長)

おそらく同様のことは検察庁主催のものもあるだろうと思います。

(小野事務局長)

私のほうとしては、今の刑事裁判は基本的に調書による裁判になってしまっている。それはやっぱり刑事裁判の在り方としてはおかしいのではないかと。本来は法廷で直接証拠調べ、直接証人喚問、その場での心証を形成して判断をする、これが刑事裁判の本来の在り方だと。現在の刑事裁判は、その点において大きな問題を抱えているという認識です。それを裁判員裁判では、そうでない直接主義、口頭主義、法廷で裁判しましょうと、こういう制度として進めていこうと。これが私どもの基本的な考え方です。それをさらに、不十分ですけれども、多くの方にご理解をいただきたい、こう考えております。

(梶谷会長)

東京大学の学長もやられた平野龍一先生、もう亡くなられましたけれども、この方が日本の刑事裁判は瀕死の状況にあると、こういうことを随分前に言われたんですね。それは今小野事務局長が言われたように、調書裁判ということ、これは全部そこにつながってくるんですね。人質司法とよく言いますが、要するに本来からいったら保釈をしなければならないはずなのに、全部それを拘束して、それで密室でもって自白調書をつくっていくと。その調書を裁判所が一番重要視するというずっと流れの中で、日本の刑事裁判というのは瀕死の状態であると、こういうような評価もされた典型的なところだろうと思います。

(宮本議長)

今広報がなされているのは、制度のことであって、そういう精神というか、なぜこれが必要か、どういうふうに変えていかなければいけないか、素人が入るのはどういうメリットがあるかというようなことは、それこそ弁護士会しかできないのではないかとこのように思うので、ぜひ、きっと皆さんもそう思っていると思います。次回ももう少し突っ込んだ、弁護士会に対してどうい

うふうに広報をやってほしいか、何をやってほしいかというのは議論したいと思いますけれども、そういう公正な社会をつくるための、そういう基本的な理念というか、そういうものをやっぱり市民の権利という点でもう少し強調してほしいなと私は思っています。

(4) 議題3 未決拘禁制度改革について

(宮本議長)

急いすみませんが、次の議題に移らせていただきます。次は井手副議長に進行をお願いしたいと思います。

(井手副議長)

では、引き継がせていただきます。来年度の通常国会で立法化に向けて、今法務省と検察庁との間で協議をしておりますところの「未決拘禁制度改革について」ということで、現状の問題点、それから日弁連の実情等について、これは刑事拘禁制度改革実現本部、小池振一郎事務局長にお越しいただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(小池刑事拘禁制度改革実現本部事務局長)

お手元に追加で資料74というのを配布させていただいて、今配られたばかりだと思うのですが、年表ですけれども、これを見ながらご説明させていただきます。

この問題は、100年前にできた監獄法を改正するという流れの中にあるわけでありまして、監獄法の改正作業というのは実は戦前から行われておりまして、戦後はさらに代用監獄問題がクローズアップされて本格化してまいりました。代用監獄問題についてご説明すると、これでまた時間を取ってしまうのですけれども、一言だけ言いますと、逮捕されて裁判官のところに、勾留質問に行き、その勾留決定のところで勾留場所というのが決められます。どこに勾留するか。これは今現在日本では2つありまして、警察留置場と、それから拘置所。本来は法務省管轄の拘置所で拘禁・勾留すべきだということなんです。なぜならば、警察留置場で勾留しますと、警察は取り調べていますから、取り調べる機関が同じく24時間管理してしまいますと、例えば戦後すぐですと、食事の量を2分の1に減らして、それでも自白しないので3分の1に減らして自白を強要した財田川事件というのがありまして、最高裁まで行って死刑が確定して、再審で無罪になった。あるいは一番最初の再審無罪事件であった免田事件、これなどは深夜に眠らせないで取り調べ、自白を強要するという、こういった弊害がどうしても出てきます。捜査に熱心であろうとすればするほど、手元に身柄がありますから、これを利用して、先ほどの食事の量を制限したりとか深夜まで取り調べる。苦しめて、もう苦し紛れで、裁判官のところで本当のことを言えば聞いてくれるだろうけど、今はとりあえず嘘の自白をしよう、嘘でもいいから自白しよう、その場の苦しさを免れるために。こういうことで嘘の自白がつけられて、えん罪がつけられるという構図になっているわけですね。この代用監獄というものを廃止して、本来の別の機関で、法務省が管轄する拘置所に全部勾留させるべきだと日弁連は主張しております。

世界的に見ると代用監獄なんていうのはないんですね。いなかで、例外的に使わせてもらうと

いう国は2つ3つくらいありますけれども、基本的にはないと、日本だけというふうに考えていただけて結構です。この代用監獄も廃止しなくてはならないということで、実は法務省も代用監獄の廃止を検討していたんですね。1967年に法務省の矯正局が、監獄法改正の構想を出したのですが、これは都会では10年以内に全部代用監獄を廃止すると、地方でも20年以内に廃止するというふうな方針まで出していたわけですが、これが司法反動の嵐の中で代用監獄は存置しようという動きが強まりまして、監獄法改正の中では、代用監獄廃止ではなくて存置という改正の方向が強まったんです。

そしてこの年表になるのですが、1980年に法制審議会が監獄法改正骨子となる要綱というものを答申をいたしました。これが今の代用監獄の存置なんですけれども、ただし、従来の経緯から見て、漸次拘置所をふやして代用監獄の収容例は減らしていきましようというふうな勧告も出されたわけです。それを受けて1982年に刑事施設法・留置施設法が出されましたが、これを見るとあっと驚くのですけれども、この法制審要綱には留置施設法なんて一言もなかったのですけれども、刑事施設法だけだったのですが、いきなり警察庁管轄の留置施設法が飛び出てきたと。それから先ほどの漸次減らすという漸減条項というのですが、そういうものは全く無視されて、むしろ代用監獄をますます強化するという拘禁二法、併せて拘禁二法と我々は言っているのですが、それが国会に上程され、日弁連は猛反対をしたわけです。その日弁連・弁護士会内外での運動がありまして、結局この拘禁二法は3回国会に上程されましたけれども、3回とも廃案となっている、もう90年代は全く受け入れられない状況で推移をしまっていました。

そして今回の事態になるのですが、2002年、名古屋刑務所事件が発覚いたしました。これを契機に、やはり刑務所を改革しなくてはいけない、監獄法を改正しなくてはいけないという気運が高まりまして、名古屋刑務所事件の原因等を追及すると同時に、監獄法改正の作業が始まったわけです。既決の受刑者の処遇、刑務所での改革を中心とした行刑改革会議というのが2003年4月に発足しまして、後藤田さんを顧問として会議が1年近くの間、精力的に展開されて、同じ年の12月に提言が発表されました。これに基づいて監獄法の受刑者、刑務所の部分が今年の5月に改正されたわけです。では、残された未決、つまり拘置所の問題、それから今申しました代用監獄の問題、これをどうするかということが今、法務省・警察庁と日弁連とで協議しているところでございます。この三者で来年春の通常国会にはこの未決についても立法化しましょうと、立法化に向けて努力しましょうという合意といいますか、約束がされて、そのためにこの間も三者での協議を精力的に続けてきているという状況です。

この未決についての日弁連のスタンスが、お手元の資料72、日弁連総会決議になります。これは今年の5月の日弁連定期総会で決議がなされたものです。このポイントは、一番下のほうに4つの点について書かれておりますが、未決拘禁者の処遇を定める単一の法律を設定する。これは刑事施設法と留置施設法というふうに分けた法案ではなくて、拘置所も警察留置場、代用監獄も、基本的には同じ法律で処遇等をしなくてはいけないという考え方で、1つの法律にすべきであると。従来の留置施設法のような、代用監獄を恒久化するような、こういう法案は絶対に認められないと、こういうスタンスを明確にしております。それから夜間・休日での弁護人との接見

なども、警察では今かなり実現しているのですけれども、拘置所では実現していませんので、これはぜひ実現したい。あるいは電話の使用ですね。これは世界いろんなところを日弁連は調査に行っているのですけれども、ついこの7月も警察庁・法務省と一緒にウィーンとローマの拘置所や警察の留置場を見てきました。警察と日弁連が一緒に行くなんて前代未聞じゃないかと思うのですけれども、法務省を含めた三者で行って来ました。そういったところの経験ですと、もうどこも電話は使用しているんですね。モニターされ、チェックされている場合も当然あるのですけれども、いずれにしろ未決・既決、つまり刑が確定する前は未決と言いますけれども、その拘置所段階でも、それから刑務所の既決の段階でも電話の使用が認められている、曲がりなりにも認められているのですが、日本では一切それができていない。やはりこれは何とかこの機会に電話の使用は実現したいというふうに考えております。

それから懸案の代用監獄廃止の問題であります。これにつきましては、警察庁は代用監獄は維持するということを明言しております。先の既決についての立法、受刑者処遇法ですけれども、このときの国会質問でも、警察庁は明確に代用監獄は存続しますということを言っております。日弁連は代用監獄を廃止しようと言っているわけで、これでどうやって合意が成立するのだろうかと思われると思うのですが、実は私もよくわからないのです。何とかこの間に未決についても立法化を実現し、日弁連としては一挙に、そのときに代用監獄廃止というのは、今の状況は過剰拘禁でして、難しいということは認識しておりますから、この未決立法をきっかけにして、さらに代用監獄の廃止に向けた方策・手立てを尽くしていくと。そのためのきっかけになるような未決立法をしていきたいというふうに思っているわけです。

日弁連はそういうスタンスで、この間当局との折衝をしてきているわけですが、電話の使用については、とにかくにも何とか実現はするのですけれども、今現在警察庁は、北海道の一部ぐらいに試行的にやろうかということを考えているようです。日弁連はそんなものでは困ると。やはり全国いろんな過疎地がたくさんありますから、当番弁護士で2時間も3時間もかけて行って、何を言われたかという、猫に餌をやってくれと言われて、それだけの用事で行ったというケースが北海道にはあるのですけれども、それなら電話一本で済むじゃないかということでもあるのですが、電話の使用というものを、やはり北海道だけではなくて、全国的にもそういう過疎地はたくさんありますから、ぜひ実現したいというふうに考え、要望しているところであります。

時間の関係で、様々な項目について詳細にお話することはできませんが、この資料73で日弁連の提言というのがございます。ここに具体的な様々な論点について、先ほどの日弁連総会決議をさらに具体化し詳細にしたものを日弁連として正式に理事会で決定をして、当局にこれを渡して、ぜひこの方向でやってくれということで協議をしているのですが、なかなか法務省も警察庁もガードが堅くて、そう簡単に日弁連の思いどおりにはいかない。先ほども言ったように、極めて限定的な電話の使用ということしか考えていないような現状です。ぜひ皆様方のお力をお借りして、この機会に未決拘禁者と弁護人との接見交通や、様々な処遇の改善等のために、ご協力・ご尽力をお願いしたいと思います。以上です。

(井手副議長)

ありがとうございました。時間の関係もありますので、それほど突っ込んだ議論はできないのですが、1つちょっと、今のお話の中で、電話による接見ですね。これが1つの中心的テーマなのかなと思いますが、これについては、警察ないし検察のほうは、それに消極的な理由としては何を挙げているんですか。

(小池事務局長)

2つありまして、まずお金がない。それから人員の態勢、人がいない。もう大体当局と交渉するときには、これを言われたらどうしようもないというか、はいそうですかというわけではないのですけれども、とにかく改革のブレーキになるのはお金と人です。要するに電話を受け付けるときには、留置場のどこで電話を受けさせるかという問題がありますね。そこに電話ボックスをこちらはつくれと、秘密交通権で、ということを行っているのですが、そんな場所もないしお金もない。それから弁護士の側も、法律事務所からかけられるわけではなくて、つまりだれがかけているか信用できないということで、最寄りの警察とか、最寄りの検察庁とか、あるいは今度支援センターができますね。支援センターはまだ明確ではないのですが、多分候補には上がると思いますが、その辺で、当局のいるところで弁護士バッジか身分証明書を見せて、そこから電話をさせると。そちらは電話ボックスになるか、あるいは狭い部屋で携帯でもかければいいのかと思うのですけれども、警察のほうは、最寄りの警察の留置室で弁護人なり一般面会の人を待たせている待合室がありますよね。あそこで携帯でかけてくれないかみたいな話を今しています。受けるほうの、被勾留者のほうですよ。そちらはどこにしようかということ。接見室を使おうかということになっておりまして、いずれにしろ引っ張ってくる態勢も、夜間とか休日などはやっぱり態勢も大変だし、昼間も接見とかち合うことになりまして、その辺で人員や場所、お金の問題でなかなか大変であると。フリーハンドにこれを認めてしまうと、もう電話が殺到したらかなわない、とても対応できないと。何か制限はさせたい、時間も1時間も2時間もとてももちろん無理で、何分かに限定させたいということなどを考えております。まだそれは詰めた議論ではなく、これからの話になると思います。

(井手副議長)

ほかにいかがでございますでしょうか、ご質問・ご意見がありましたらどうぞ。

(長谷川委員)

お金の問題だというようなことだと、代用監獄が日本にしかないということで、それでいろいろなえん罪事件の温床になっているとかもいろいろありますから、すごく弊害のあることだという認識は、理念的な認識は共有されているのでしょうか。

(小池事務局長)

警察庁とですか。共有されておられません。警察庁は今どう言っているかということ、捜査に、取り調べに便利であると。手元にあるから。昔はそんなこと言っていなかったんです。便利だなんて、だからどうなんだという話で、代用監獄の弊害に対して全然反論になっていないということで、そういう言い方をしていなかったのですが、今はもう開き直って、取り調べに便利であるか

ら、捜査に便利だから。で、弁護士も便利でしょうと。小菅の拘置所へ行くよりも、この辺の代用監獄に行ったほうが便利じゃないですかと。

(長谷川委員)

お金はいいのですけれども、どのレベルで、この概念として、理念として、その共通認識があるのかということころは法の精神の基本だから、そこが人権の基本だから、そこはどこまで向こうの了解を引き出せるかが問題ですね。そして、では本当にそれは、ある程度かすごい程度かは別にして、改善しなければいけない人権の問題があるということから、そのことに対してどれだけお金を払う用意があるかという議論に移る。それでもやっぱりお金を払う用意がないということは、やっぱりあんまり大した問題ではないと思っているのではないかと思いますね。

(小池事務局長)

大した問題ではないどころか、むしろ必要であると。自白を取るためには必要であると。

(長谷川委員)

それはでも大間違いですね。

(小池事務局長)

そうなんですが、警察の論理はそういう論理です。だから今は握って離さないという、そういう状況だと思いますね。だからそこをどうやって突破して、すぐには無理にしても、代用監獄廃止に道を開くかということなんですけれども。この間、日弁連もいろいろ検討してまいりまして、やはりこの司法改革の全体の流れの中で代用監獄廃止の問題も捉える必要があるだろうと。やはり刑事訴訟法の問題、自白調書中心の裁判、そういったものを打ち破っていかないことには、警察は絶対握って離さないというこの今の状況をなかなか変えないだろう。もちろん世論で包囲して変えていければいいのですけれども、なかなかそこまでの世論も盛り上がっていないと、こういう状況の中で、やはり刑事司法改革をどう進めていくか。取り調べの、先ほど出たかもしれませんが、可視化の問題ですね。取り調べをビデオテープに撮ると。それから、裁判員制度になれば、調書などもほとんどもう使いたくても使えないという状況になるでしょうし、またならなければいけないわけですが、そういうふうになると、代用監獄で一生懸命自白を取ろうとしたって、そこでの調書が事実上使えなくなれば、まあ法律上は使えるのですけれども、こんな膨大な調書を裁判員は読めませんからね。決して自白をやっても意味がないと、あまり大した効果がないと、そんなことに時間とエネルギーを費やすよりはもっと捜査に、外の客観的な証拠の収集のほうに力を尽くしたほうが良いというふうに警察の状況も変わっていかなければ、なかなか突破できないだろうし、そういうふうに変えていく必要がある。そのきっかけは、やはり裁判員制度だろうと思います。そういう問題と代用監獄の廃止の問題というものは、やっぱり連動しているのかなと思います。で、全体として刑事司法改革を進めていく必要がある。今回の未決立法はその第1弾というわけで、さらに第2弾、第3弾、裁判員制度も含めていって、そういった形で改革を展望していく必要があるのかなというふうに今議論しているところです。

(井手副議長)

いかがでしょうか。この問題について、我々として、この市民会議として、こういった提言が

できるのか。これはなかなか難しい問題でもあるのかなと思っております。今まで見ましたテーマというのは、一般市民が裁判を使いやすくするとか、割と身近なテーマが多かったものですから、今回のこの問題については、ちょっと今この場で構成を決めていくというのもなかなか難しいのかなと思います。

（宮本議長）

ただ、来年の次期国会で法案が提出されるということは、それまでに私たちが何か要望書なり何かを出さないと意味がないということになれば、割り方早急に皆さんの意見を集約しないとできない。次回は2月にこの市民会議が行われますが、そこではもう具体的な案の検討ぐらいをぜひほしいなと思っています。だからきょう、できれば大体の意見の集約をやって、それを一応文書化して、それを次回皆さんに叩いてもらってすぐ提出できるというぐらいにしないと間に合わないかなと思いますね。

（小池事務局長）

聞くとところによりますと、市民会議は過日、法廷における被告人の服装の問題で要望を出されたと伺っているのですが、今言われましたように、まさにタイミング的にはこの時期に、ぜひこの代用監獄の問題についても、そういうご意見をまとめられるのであればお願いしたいなと思います。というのは、国際的に見ても、国連などからも代用監獄は廃止しなさいと、アムネスティインターナショナルもそういう勧告をしているんです。これは我々日弁連がずっとこの80年代から要請してきた成果でもあるのですが、やっぱり国際的なそういう圧力というのはある。だから、国内からもそういう提言をしていただいて、そしてこの間の折衝に生かしていきたいなと。先ほど漸減条項の話をしましたけれども、拘置所をふやして代用監獄をなるべく減らしていくよという漸減条項も今回の未決立法の成果として何とか組み入れたいなと。そのためにも力になっていただければありがたいというふうに思っております。

（宮本議長）

できれば弁護士会と同じスタンスよりも、もう少し市民的なレベルでやれたら私はいいなとは思っているのですが、皆さんいかがでしょうか。どうぞ。

（フット委員）

私は以前からこの自白の役割などについて考えてきましたけれども、特に、市民会議の立場からしますと、これは非常に難しい問題なのではないかと思えます。代用監獄はたとえ廃止したとしても、私が心配しているのは、結局拘置所は留置場化するのではないかと思えます。場所を変えても、これは結局は取り調べのためのものであるということになりかねないのではないかと思いますので。ですから、言われた意見などには、ちゃんとそうならないようになっていますけれども、そういう根本的なその対立は、先ほど事務局長からのご説明にありましたように、取り調べ自体に関する考え方が対立しているように思えますけれども、アメリカ的に私は自白など、あるいは日本における黙秘権を取り上げた際に、まず、その目標を本当に実現しているかということに関しては疑問があるのですけれども、取り調べに関する考え方も根本的に違うように思えます。しかも市民はどういうふうに思っているかはわかりません。これはかなりアメリカ的な意識

ですけれども、どうも日本における取り調べはアメリカにおける取り調べよりもかなり広い役割を果たしているように思います。取り調べは犯罪の立証に加えて犯罪者の改善、更正に役立つというのは、少なくともそれは一貫して検察庁・法務省の立場ですけれども、私の調べではそれも一理あると思います。それは単なる建前だけではないと私は見えていますので、そうであれば一概に取り調べ廃止という、あるいは今のような取り調べをかなり制限するのは、それは市民の意見なのか疑問であります。そういう意味では市民の意見が弁護士会の意見と一致しているかどうかに関して、私は一概には言えません。だからこそ市民会議にとっては、これは非常に難しい問題なのではないかと実感しております。

(小池事務局長)

黙秘権の行使は確かに形骸化しているし、アメリカとは全然違うということになると思います。警察庁は取り調べによって反省させるんだと。だから1対1の心と心の対話なんだと言っているのですが、果たして我々弁護士が被疑者・被告人側に立ったときに、取り調べ当局にこう言ったという、本気で言っているかどうかと、本気で反省して言っているかとなると、とても疑問ですし、権力関係が違うわけですから、それを真に受けて、1対1の取り調べで本当に反省するからそういう自白を求める場というのが必要なんだと、代用監獄が必要なんだという論理には我々はないだろうと思います。ただ、いろんな刑事システムの様々な問題に絡んできますので、ご意見が異なる部分というか、微妙に違うところを無理にやっていく必要はないかとは思っておりますけれども、例えば電話の使用の問題などは、これはもうどなたが考えたって当然実現すべきことだろうと思いますので、そういった市民にとってもわかりやすい問題についての提案などをいただければ、それはそれでありがたいなと思っています。

(井手副議長)

私が最初に難しいなと申し上げたのは、まさに我々が今看板を背負っている市民という存在の中でも、相当にこの問題に関しては意見に対立もあり、幅があると思いますので、これで今可能であれば、今おっしゃったように、個別のテーマについて意見を出すということは可能かなとも思うのですけれども、代用監獄撤廃の意見書となると、ちょっと待てよということになるのかもれません。

いかがでしょうか。1つは、私もこの電話に関していえば実現すべきだと思います。むしろ今はこれだけのITの時代ですから、むしろテレビ電話なども非常に手の届くところまでできていますので、むしろそういったものなんかを入れれば、向こうも相手が弁護士だと拘留所や、あるいは警察でもわかるのかなと思ったりしているのですが、この点について、今取り上げるとするならば、この4点の中でいえば、とりあえずこの電話については何らかの意見を取りまとめるのも可能なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(小池事務局長)

つい最近東京弁護士会が韓国に行きまして、朝日新聞の数日前の記事に出ていましたけれども、テレビ電話というか、インターネットを使った形での家族との接見が堂々と、どこの拘留所へ行っても実現しているという話を目の当たりにして、衝撃を受けて弁護士たちは帰ってきました。

だから、電話に限る必要は必ずしもないと思います。

(土屋委員)

今の件で、私、ここに日弁連の決議の4項目があるのですけれども、これはやっぱり緊急性も違うと思うんですね。今の感じでいけば、一番やっぱり優先順が高いのは接見交通ではないかと思えます。これは裁判員制度がうまく転がっていくためには、弁護士さんと被告人との間の意思疎通ができていないと、事前の証拠の整理や主張も整理ができないし、どういうふうに行っていたらいいかというのが決まらないですよね。ですから裁判員が呼ばれて、裁判が始まる前に十分な準備ができるようにしていくためには、この接見交通というのはきっちり確保されなければいけない。それがもう必要最低の条件だと私は思うんです。ですから、それはできるだけ早く我々市民会議の名で出してもいいだろうと私は思います。施設をどうつくるかというのは、これはもうちょっと後の話ですけど、少なくとも被告とのコンタクトについて、できるだけ早く、今より広げて、もっと弁護士さんが自由にという変ですけど、会えるようにしなければいけないと思うんですね。実際に裁判が始まった後はもう連日開廷ということで、毎日例えば裁判をやるようになると、きょう審理が終わった後ですね、その後、弁護士さんと被告人の打合せをしないと翌日の裁判はできませんから、そういった公判が始まった後の十分な打合せの時間の確保というのは必要ですし、もし実際弁護士さんと会って話ができないのだったら、先ほどみたいな電話でも話せるようにしないといけない。ちゃんとした裁判を実現するために、やっぱりこの点は最優先に要望しておきたいなと私は思います。

(小池事務局長)

おっしゃるように、裁判員制度で連日法廷になりますと、これはもう被告人段階ですから、身柄は拘置所にあるんです。拘置所は法務省の管轄で、拘置所では夜間の弁護人接見はだめなんです。一切だめ。それから、土日はかろうじて例外的に認められるケースがあるんですが、ほとんどだめと。これではもうおっしゃられるように、とても裁判員制度や連続法廷に対応できない。だから、それは法務省も今認めていまして、何とかやりたいと思っているのですが、なるべく例外的に、それに手間暇がかかることはやめさせて、あまり権利として夜間堂々と弁護人が接見できるようにはしたくないというふうにおそらく思っているのではないかと思います。

(土屋委員)

そうだと思うんですね。過剰収容の状態で刑務所は満杯ですから。たたでさえ刑務官も大変な勤務をしているので、その後さらに夜をつぶし休日をつぶしなんていうことはなかなかできないと思うんですね。だけど重要ないわばインパクトが必要ではないでしょうか。

(小池事務局長)

どうしようもない、それはやっぱりやらざるを得ないんですね。だから刑務官を増員してでも。

(土屋委員)

配置転換してでもやるべきだと私は思っているんですよ。ほかのセクションから拘置所や刑務所に持ってきてでもですね。そうしないと、ちゃんとした裁判、公正な裁判ができない。それから外から見て、公正な裁判が行われている状況すらつくりたくないのだと思います。これはぜひ早急

に、むしろ日弁連から言っていただいて、何とか拘置所の態勢、勤務シフトの問題だとかいろいろ労働条件にかかわる問題だと思うのですけれど、むしろ言っていただいて実現してほしいなと思います。その点だけに絞っていても、要望書が作れるのではないかなと思うんですよ。

(井手副議長)

土屋委員のご意見がほぼ総括しているのかなと思いますね。

(フット委員)

もう1点よろしいですか。個別問題として取り上げてもらいたいものとしては、その取り調べの可視化、録画・録音などによる可視化の問題です。

(中川委員)

しかし、立場の違いがありますし、それからかなり実務的な問題というんですか、お金の問題、人の問題、いろいろありまして、あまり一方的にならないほうがいいように僕は思いますけどね。確かに例えば電話ぐらいはというのは、もう常識的にそうだと思うのだけれども。

(小池事務局長)

電話の使用は法務省も警察庁もやらざるを得ないと。どこまで、どの程度やるのかという問題。それから拘置所における夜間・休日の接見の問題、これもやらざるを得ない。やらないとは言っていないです、もうやると言っているんです。ただ、これもどこまで、どの程度やるかと、そういう問題です。

(梶谷会長)

さっき言われたように、両方とも権利性を与えるというのではなくて、電話なんかも先ほど言いましたが、試行的にある一部でやる、あくまでも試行的にやるのであって、制度として認めるのではないと、こういうような今の段階ですね。

(中川委員)

確かにそれは弊害もあるでしょうけれども、そういうことによるメリットもあるはずですし。だからこれはかなり難しいなという感じがしますね。電話ぐらいはという感じもしますよね、その程度はという。だから、よく話を聞いてみないとわからないですな。これは法務省なり警察庁がどういう考えを持っているのか。

(小池事務局長)

電話の使用をすべきではないとか、あるいは夜間・休日に拘置所で接見させるべきではないというふうには法務省も、それから警察庁も言っていないんですよ。電話の問題、それから拘置所の夜間・休日接見の問題は、理念的な対立ではないんです。

(中川委員)

もしそうだとすれば、我々だっていつ被告人になるか分からないわけですから。そういうことになったときには、ちゃんとやってくださいよということにはなると思いますね、市民の立場としては。

(小池事務局長)

要するに、もっと人をふやして、ちゃんとそれぐらいの態勢をしてくださいよと、国際的にも

恥ずかしくないようにと。そういうことは多分皆さん納得していただけるのではないかと思いますけれども。

(井手副議長)

やはり裁判員制度を成功させるという共通の目標があるわけですから、そこに資することに関しては、おそらくどこからも反対の声は上がらないはずですので、これについてはぜひ市民会議としても意見書をまとめたいと思います。そのまとめ方なんですが、土屋委員、いかがでございましょうか。今のご意見を聞いていると適任かと思いますが、まあ、それは、ちょっと委員会の内部で検討いたしますので、いずれにしても、そういう方向で動かしていきたいと思います。もう既に時間はオーバーしておりますが、とりあえずここで一応終えまして、できれば次回までに意見書の案を回しまして、先ほど宮本議長がおっしゃったように、次回でまとめたものを採択できればと思っております。それではここで交代いたします。

(5) 次回の日程について

(宮本議長)

次回の日程ですが。

(山本事務局長)

皆さんからあらかじめご予約を伺いまして、なかなか全員にということはどうもいかないのですけれども、いつものとおり、比較的皆様ご出席いただけるということで、来年2月20日(月)の午後がよろしいようですので、2月20日の2時から4時ということで入れさせていただきたいのですけれども。

(梶谷会長)

これは2時ということではなくて、例えば少し遅くしていただいて、毛利委員の書面にもありますけれども、今度は焼酎でも飲みながらということで、もっと時間をかけてお話ししたいということもありますので、もし先生方のご都合がよろしければ、次回会議後に懇談会を催したいと思いますが。

(山本事務次長)

それでは、3時から5時というような形にして、5時以降、ちょっとどこか可能であればお食事を取りながらというような形で、もし皆さんのご予約がよろしければ、そんなことを企画してもよろしいでしょうか。

(長谷川委員)

私はきょうでおしまいですが。

(山本事務次長)

懇親会だけでもいかがでしょうか。来年のことで鬼が笑いますけど。

(長谷川委員)

多分大丈夫です。

(山本事務次長)

そうですか。では毛利委員にも急いでご予約を確保していただくようお願いいたします。では3時から5時ということで決めさせていただきます。

(宮本議長)

わかりました。

5．長谷川委員退任挨拶

(宮本議長)

今お話がありましたように、長谷川眞理子委員が11月30日付けでご退任をなさるということです。本当に残念ですが、お忙しいお忙しい先生ですから、仕方がないかなと思っております。一言お願いいたします。

(長谷川委員)

皆様、本当に今まで、私は全然来なくて、何も意見を言えなかったことがすごく多くて、半分ぐらいしかお役に立てなかったのではないかと、本当心苦しく思っておりますけれども、私もとても楽しかったし、いろいろ言いたいことがいっぱいあるものですから、委員になりましてすごく勉強もしました。実は早稲田大学を辞めることになりまして、年度末の3月を待たずに1月1日から総合研究大学院大学にお世話になることになりました。先導科学研究科というところに行きます。最初私が科学者になってから、最初の8年間は東大の理学部にいて助手をやっていて、科学の世界だけしか知りませんでした。それからいろいろあって、専修大学法学部と早稲田大学政治経済学部を通算すると15年ですか、これは理学部ではないところに行って、そして社会科学・人文系の学生や先生たちと一緒に学ぶ機会をいただきまして、もうすごいカルチャーショックでした。向こうも自然科学の人が来て、いろいろあったと思うのですが、私のほうも法律とかの先生に、こういう人たちって何をやるのというすごいショックで、それからでも科学と社会とか、科学がどういうふう generally 受け入れられているのか、理学部だけではわからなかったことがいっぱいわかりました。それから、特に早稲田の政治経済の学生と話をする間に随分私自身の中で社会系の興味が開かれて、こんなところへも参加させていただくことになって、随分私も勉強しました。これからまた大学院大学で院生だけを相手にして、学部の授業は一切なくなりますので、私はそっちの自然科学の研究にどっぷりつかりたいと思います。あまり社会科学のほうには今度は時間がなくなってしまうでしょうが、今度行く所は新しく開設される場所なので、他の会議についてもいろんなところを断っていますので、今回で退任させていただくことになりました。どうもありがとうございました。(拍手)

(宮本議長)

では、ここでもう1人、毛利甚八委員も今期で退任されたいと、固辞なさっていらして、皆様にご挨拶のペーパーが行っていると思いますが、それを皆さんご覧ください。

6．閉会の挨拶

(宮本議長)

では、10分ほど超過しましたがけれども、これで閉会にします。日弁連会長から一言ご挨拶が
ございます。

(梶谷会長)

梶谷でございます。きょうは遅参をいたしまして申し訳ございません。話題となっております
日本司法支援センターの全国の会議がございまして、その理事長予定者になられました金平輝子
さんもお越しになるということで、私も1時間ほどそちらのほうへまいっております、本当に
失礼をいたしました。

本当にこの2年間、先生方には大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
私どもといたしましては、どうしても専門家、あるいは専門家集団というのは、それに熱心であ
ればあるほど視野が狭くなってくる、その恐れをいつも感じておるわけでございます。そういっ
た意味で、この市民会議は、各方面で、各分野でご活躍の皆様方にお集まりいただきまして、自
由にお話をいただく、これが私どもの今申しました狭い視野を開かせていただくということに最
も重要なことであろうと思っています。この2年間、私は去年の4月からでございますけれども
も、皆様方の本当に広い視野、また、それぞれの分野からのご意見を伺いまして、本当に心が洗
われたという気持ちを持っております。また、いろいろこの課題等につきまして、議案等につ
きまして、事務次長を通じて宮本議長あるいは井手副議長とも相談をさせていただいておりますけ
れども、ちょっと安心しているのは、同じ方向性を持った関心事項だなというふうに感じており
まして、そういったところでいろいろご意見をいただいたことを心から感謝申し上げます。

また、ただいまご挨拶をいただきました長谷川委員、本当にありがとうございました。素晴ら
しいご意見をいただいたことを心から感謝しております。また、毛利委員にお手紙をいただきま
したけれども、お二人がご退任ということになり、本当に残念でありますけれども、お忙しい先
生でございますので、やむを得ないと思います。またそのほかの先生方は、また引き続きどうぞ
よろしく心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうござ
いしました。

(宮本議長)

それでは、本日の第8回市民会議をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
ました。(了)